

第5章 実施手法

- 実施手法とは、「構想」から「日常の維持管理」までの各段階において必要な手続きや体制、いわば「進め方」です。

1 実施手続き

- 混住化が進む農山漁村では、農林水産業に係る公共事業が農林漁業者以外の地域住民に影響を及ぼし、さらに環境の保全・再生に伴う効果は、地域住民はもとより広く国民が享受するものです。
- このような観点から環境公共の実施に当たっては、多様な価値観を持つ人々が、事業の各段階に参加できるようなシステムとします。
- 環境公共では、従来の事業化に必要な手続きに加え、次の手続き・体制を追加します。（但し、緊急を要する災害復旧事業等は除く。）

◆構想

事業の発意者である農林漁業者が、地域住民など関係者に事業への参加を呼びかけます。

農林漁業者と関係者による「地区環境公共推進協議会」を設立し、事業構想を策定します。

地区環境公共推進協議会は、環境公共を契機として、協働によって地域力の再生を図る「新たな結い」としての役割を果たし、構想から日常の維持管理に至る各段階で参加、協議、連絡調整などを行う協働体です。

◆計画（調査・計画）

事業実施者は、地区環境公共推進協議会の参加の下、環境に係る調査を実施します。

事業実施者は、地区環境公共推進協議会へ環境に係る調査結果を報告し、協議しながら地区の目標や維持管理計画などを定める「環境公共推進計画」を策定します。

◆実施（設計・工事・利活用）

事業実施者は、地区環境公共推進協議会の参加の下、連絡調整を図りながら環境公共推進計画に基づく検証（モニタリング等）を行い、必要に応じて設計・施工を見直すなどの順応的管理を実施します。

◆日常の維持管理

地区環境公共推進協議会は、維持管理や環境の変化などについてのモニタリングを実施します。

解説

この図の中で、青の部分は従来の公共事業で実施されてきた手続き、赤の部分は環境公共としての新たな手続き、緑の部分は環境公共の手続きの中で、地区ごとに設置される新たな体制を示します。

青い部分、すなわち従来の公共事業の手続きでは、構想段階において、農林水産業を行う上で生産基盤や生活環境に係る問題や課題がある場合には、その解決のために必要な事業を実施したいという農林漁業者の発意があります。この意向を受け、県などの事業を実施する者が事業化、すなわち計画策定の手続きに入ります。実施段階では、県などが受益農林漁業者の具体的な要望を反映させ、関係者や関係機関と協議・調整をしながら、設計し工事を行います。事業完成後の日常の維持管理については、農林漁業者などが行うこととなります。

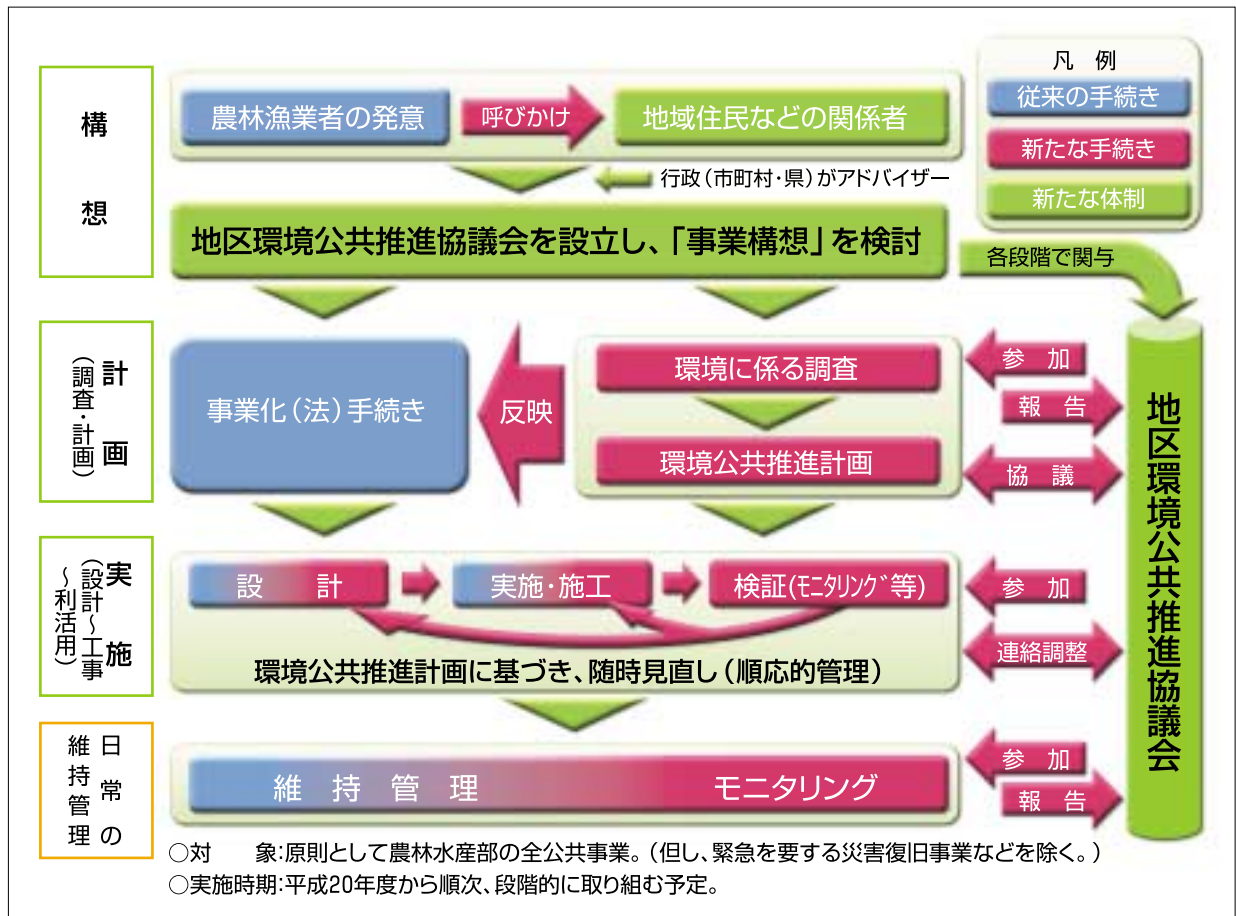


図5-1 実施手法《地区毎の手続き・体制》

◆ 構 想



図5-1-1 「構想」段階

これに対し、新たに加わる手続きと体制です。

農山漁村では混住化が進み、何かの事業を行う場合、それが農林水産業に係るものであっても、その事業の影響は農林漁業者以外の人々にも及ぶことが少なくありません。一方、自然環境や景観に配慮し、さらにそれを保全・再生していくことは、地域住民はもとより、広く一般国民が享受するものですが、農林漁業者にとっては、そのために事業のコストが増加し、維持管理の労力が増大することになります。これまでの公共事業では、その負担は各地区の農林漁業者が担うことになっています。複雑な利害関係の下、多様な価値観を持つ人々が混住する現在においては、事業の構想段階から関係する人々が参加でき、また、多様な人々が話し合える場を設ける必要があります。また、自分達でできることは自分達で行うとの考えの下、環境公共を契機として地域力を再生するためのシステムも必要です。

そこで、構想段階、すなわち農林漁業者の発意の段階で、地域住民などの関係者に事業の目的やその概要を伝え、事業への参加を呼びかけることにします。関係者として想定されるのは、地域住民、農協などの関係団体、地域で活動するNPOや専門家、市町村や県といった行政機関など、実施しようとする事業に関係し、責任を有し、またはそれに参加しようとする者です。

構想段階の次の段階として、地区ごとに「地区環境公共推進協議会」を設立し、事業構想の検討を行います。この協議会は、事業の発意者である農林漁業者と呼びかけに応じた地域住民、関係団体、専門家及びNPOなどの関係者並びに市町村や県などの行政機関によって構成されます。また、協議会は、協議会に参加する多様な主体の意見を集約することによって、環境公共を実施する地区の将来像を描き、そのために必要な条件整備の内容とそれぞれの役割分担などを定めた「事業構想」を策定します。

この協議会の規模は、集落機能の回復を通して地域力の再生を図るという観点から、合意形成の最小単位としては集落を想定していますが、取組の内容によっては、他地区と連携し、より広い範囲となることも考えられます。

◆ 計画



図5-1-2 「計画」段階

自然環境は、微妙で複雑なバランスの下に成立し、また、地域の景観や文化は人々の長年にわたる営みの中で形成されてきており、現代の科学的知見でもその全てが解明され制御できるものではありません。環境公共の実施に当たっては、事前の十分な調査の下、計画を立て、必要に応じて順次それを検証・修正する姿勢を持つことが重要となります。このため、計画の段階で、「環境に係る調査」を実施し、これに基づく「環境公共推進計画」を策定することが必要です。

「環境に係る調査」は、農林水産業の現状、地区に生息する生物、保全すべき景観、地区の歴史的な背景といった基礎データを収集するとともに、事業の実施中の検証（モニタリング等）及び完了後のモニタリングのための基礎資料の収集・整理を行うものです。

「環境公共推進計画」は、この調査に基づいて、地域が目指す将来の地域環境の姿としての目標や、その目標を達成するための対策・方策、事業実施中の検証（モニタリング等）及び完了後の維持管理やモニタリングなどに係る計画で、事業を実施する上での基礎となるものです。

なお、「環境に係る調査」や「環境公共推進計画」の策定は、事業実施者と地区環境公共推進協議会との間で、参加・報告、参加・協議といった協働の下で進めます。

◆ 実施



図5-1-3 「実施」段階

これまでの公共事業では、いったん設計されれば、いかにその設計どおりに物を作るかという点に力が注がれてきた傾向があります。環境公共では、これまでの計画に加え、環境公共推進基本計画に基づいて設計が行われ、工事などが実施されることとなります。そして、その工事の施工中も常に「検証（モニタリング等）」などが行われ、仮に環境への思わぬ悪影響が認められた場合には、施工方法の見直しや必要な場合には設計の見直しを行います。いわゆる「順応的管理」による事業実施を行うこととします。この実施の段階においても、事業実施者と地区環境公共推進協議会との間で、参加・連絡調整といった協働で事業が進められます。

◆ 日常の維持管理



図5-1-4 「日常の維持管理」段階

環境公共においては、事業の実施段階はもとより事業完了後の維持管理段階の取組も重要です。地域の多様な主体の参加による維持管理労力の軽減、継続したモニタリングによる環境変化や対策効果の検証などが必要です。ただ、維持管理やモニタリングは長期間継続されるものであるため、関係者が耐え得る範囲の負担とすることが必要不可欠であり、モニタリングであれば事業実施中に地域の自然環境の変化を代表する評価対象種を選定しておくなどの方法を取り入れることも重要です。

この維持管理段階においては、施設管理者と地区環境公共推進協議会との間で、参加・報告という協働が必要です。

実施手続きにおける留意点として、自分達でできることは自分達で行うという関係者の意識が定着するまでには、時間を要し、ハードルも高いことをあらかじめ認識し、合意形成と実践を繰り返すなどの丁寧な実施が必要とされます。

また、構想・計画段階における「呼びかけ」や「合意形成に向けた調整」、さらには、工事の実施、維持管理段階における「役割分担」などを行う人材の確保も重要となります。

なお、本手法の対象は、原則として農林水産部の全公共事業としています。但し、緊急を要する災害復旧事業などは、その対象から除外します。実施時期は、平成20年度以降とし、順次、段階的に取り組んでいくことにしています。



2 支援体制

- 地区環境公共推進協議会の活動を支援するための組織として、各地域県民局に「環境公共調整会議」を、さらに、本基本方針との整合を図る組織として、県庁に「環境公共推進会議」を設置します。
- これらの組織が、農・林・水の分野間、さらに他地区との連携などを図り、機動的で柔軟な対応を行います。

解説

環境公共を進める上でその要となるのは、「地区環境公共推進協議会」です。

それぞれの地区独自には解決が難しい技術的な課題や事業実施中の検証（モニタリング等）、完了後の維持管理やモニタリングなどの結果に基づく専門的な対策等について相談する機関として、各地域県民局に、「環境公共調整会議」を設置します。この調整会議は、必要とされる環境などの分野で一定の資格を持つ専門家と地域農林水産部の農業、林業、水産業の関係課等で構成し、会長は地域農林水産部長とします。調整会議では、地区からの相談に応じて適切な指導を行うほか、各地区内における農・林・水の連携や他地区との連携を検討・調整し、環境公共の効率的、効果的な展開を図ります。また、各地域県民局管内において環境公共の普及啓発を図ることとします。

県庁内に設置する環境公共推進会議は、学識経験者と農林水産部の農業、林業、水産業の関係課等で構成し、会長は農林水産部長とします。各地域県民局の地域性等を配慮しつつ、全県レベルで「あおり環境公共推進基本方針」との整合を図ります。必要に応じて各地域県民局の調整会議に対する助言、指導、調整を行うなど、県全体として環境公共の円滑な推進を図っていくことにしています。



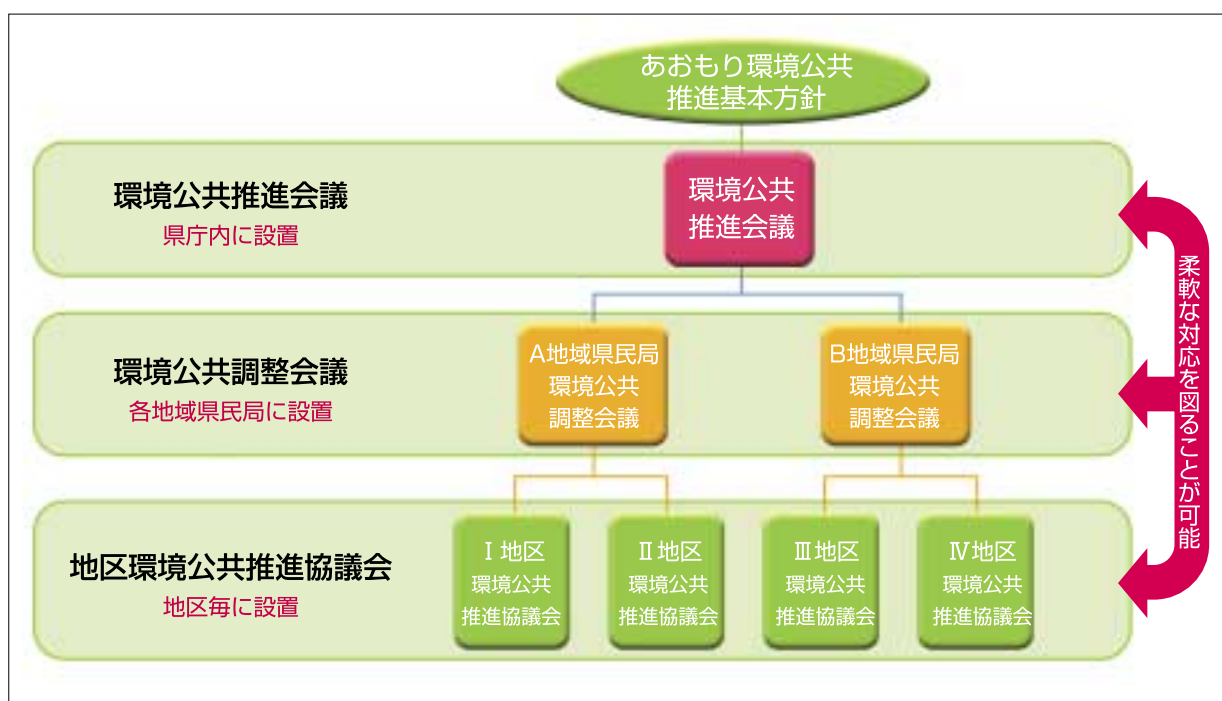


図5-2 環境公共の支援体制

表5-1 支援組織の役割

組織名称	構 成 員	役 割
環境公共推進会議	学識経験者、 県農林水産部関係課等 会長:農林水産部長	●環境公共実施地区について、地域性を配慮しつつ 全県レベルで「あおり環境公共推進基本方針」との 整合を図る。
各地域県民局 環境公共調整会議	専門家(有資格者等) 地域農林水産部関係課等 会長:地域農林水産部長	●地区環境公共推進協議会の技術的課題や事業 実施中の検証(モニタリング等)、完了後の維持 管理やモニタリングなどの結果に基づく対策等 について、助言・指導・調整を行う。 ●地域における農・林・水の分野間、さらには他地 区との連携を図る。 ●管内における環境公共の普及啓発活動を行う。
地区 環境公共推進協議会	農林漁業者、 地域住民、関係団体、 地域における専門家、NPO、 市町村、県事業担当者 会長:構成員から選出	●事業に伴う各段階(構想～維持管理)において、 事業主体との協議、連絡調整、各種活動への参 加などを行う。(生き物調査、計画づくり、資材 検討、直営施工、日常の維持管理…)